

高岡地区広域圏事務組合公害センター土壤汚染状況調査 仕様書

- 1 業務名称 高岡地区広域圏事務組合公害センター土壤汚染状況調査
- 2 業務場所 高岡市長慶寺 地内
- 3 業務概要

本業務は、高岡地区広域圏事務組合（以下「組合」という。）が所有する、高岡地区広域圏事務組合公害センター敷地（建物を含む。）において、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号以下「法」という。）第2条第1項に規定する特定有害物質についての土壤汚染状況調査を実施し、当該敷地における土壤汚染の状況を把握するものである。なお、本業務は法第3条の調査である。

- 4 調査対象地 高岡市長慶寺 400番地 面積 571 m²
- 5 履行期間 契約締結日から令和4年8月31日まで
- 6 受託者の要件

- (1) 受託者は、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関であること。
- (2) 受託者は、計量法による環境計量証明事業所登録を受けた検査機関であること。

- 7 主任技術者

受託者は、本調査の主任技術者を定め、組合の承諾を得るものとする。なお、主任技術者は、法第33条の技術管理者（土壤汚染調査技術管理者）でなければならない。

- 8 業務の内容

- (1) 調査計画

主任技術者は、調査対象地について資料調査、聴取調査及び現地調査を行い、特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を入手・把握し、試料採取を行う条件（区画、地点や深さ）を計画すること。また、主任技術者は調査計画書を作成し、組合の承認を得なければならない。

- (2) 試料採取

試料採取地点の舗装箇所について、ボーリング掘削により土壌を採取し、採取後は同等の部材により埋め戻し又は補修を行うこと。

- (3) 土壤ガス調査

- ① 試料採取

3地点 ※ 試料採取地点図参照

- ② 分析項目及び検体数

第一種特定有害物質 12項目（別表1） 3検体

- ③ 試料採取方法

土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「施行規則」という。）第6条第2項第1号の環境大臣が定める方法により、土壤ガス（土壤ガスの採取が困難であると認められる場合には地下水）を採取する。

- ④ 試験方法

施行規則第6条第2項第2号の環境大臣が定める方法による。

(4) 土壌溶出量調査、土壌含有量調査

① 試料採取

8地点 ※ 試料採取地点図参照

② 分析項目及び検体数

第二種特定有害物質 5検体

溶出量調査10項目(別表2-1)

含有量調査9項目(別表2-2)

第三種特定有害物質 5検体

溶出量調査5(別表3)項目

③ 試料採取方法

施行規則第6条第3項第1号から第3号まで及び第4項第1号に定めるところによる。

④ 試験方法

施行規則第6条第3項第4号及び第4項第2号の環境大臣が定める方法による。

(5) 成果品

受託者は、調査完了後、土壌汚染調整結果報告書を作成し、2部提出する。併せてこれらをデータ化(PDF)したものをCD-ROM等により1部提出する。

なお、報告書には以下の内容が含まれるものとし、形式等については組合と協議する。

① 調査概要

② 土壌汚染状況調査結果報告書、考察

③ 土壌汚染状況調査結果一覧表

④ 分析結果表(計量証明書類)

⑤ 調査対象平面図(採取場所等を明示)

⑥ 土壌汚染状況平面図

⑦ 試料採取時の現場写真(採取日、採取位置、採取量等)

⑧ その他必要な書類

9 打合せ

打合せは、作業着手時と報告書作成時の2回行うものとする。そのほか、必要と認めるときは、随時行う。

10 契約変更

次の各号に掲げる場合は、契約の変更について協議するものとする。

(1) 検体数量及び項目に変更が生じた場合

(2) 成果品等に変更が生じた場合

(3) 履行期間の変更が生じた場合

(4) 第1号から第3号に掲げるほか、契約時において予測できなかった事象の発生により業務の遂行に多大な支障が生じた場合

11 秘密の保持

受託者は、本調査業務において取得し、又は知り得た情報を、許可なく他に漏らしてはならない。

12 疑義等

本仕様書及び適用法令等に定めのない事項については、組合と協議するものとする。また、工程に変更が生じた場合には、速やかに組合に報告の上、組合の指示に従うものとする。

13 法令の遵守

受託者は、本業務に関する諸法令及び諸法規を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令及び諸法規の適用は、受託者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は、以下に示すとおりである。

- (1) 土壌汚染対策法
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

14 安全管理

受託者は、労働災害及び物件損害等の発生未然防止に努め、「労働安全衛生法」等関係法令の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講じること。

15 その他

- (1) 受託者は、調査の実施に当たり、周辺に騒音などの悪影響を及ぼさないよう適切に実施するものとし、周辺等との間に紛争が生じないように努めなければならない。なお、周辺住民等から苦情等が出された場合は、直ちに組合に報告すること。
- (2) 受託者は、調査実施日を事前に監督員を通じて組合に申し出なければならない。
- (3) 受託者は調査の際に、機器、資機材、残材等を片付け、かつ撤去し、業務実施場所を清掃し、整然とした状態にするものとする。

別表1 第一種特定有害物質 12項目

クロロエチレン

四塩化炭素

1, 2-ジクロロエタン

1, 1-ジクロロエチレン

1, 2-ジクロロエチレン

1, 3-ジクロロプロペン

ジクロロメタン

テトラクロロエチレン

1, 1, 1-トリクロロエタン

1, 1, 2-トリクロロエタン

トリクロロエチレン

ベンゼン

別表 2-1 第二種特定有害物質 溶出量調査 10 項目

カドミウム及びその化合物
六価クロム化合物
シアン化合物
水銀及びその化合物
アルキル水銀
セレン及びその化合物
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
ほう素及びその化合物

別表 2-2 第二種特定有害物質 含有量調査 9 項目

カドミウム及びその化合物
六価クロム化合物
シアン化合物
水銀及びその化合物
セレン及びその化合物
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
ほう素及びその化合物

別表 3 第三種特定有害物質 溶出量調査 5 項目

シマジン
チオベンカルブ
チウラム
ポリ塩化ビフェニル (PCB)
有機りん化合物